

<h1 style="margin: 0;">美浜の会ニュース</h1>	No. 118
	2012. 8. 6
美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会) ⇒ ホームページURL http://www.jca.apc.org/mihama ⇐	
頒 価 300円	購読料 年2千円

大飯原発敷地内の断層(破碎帯)に活断層の疑い濃厚 第三者の立ち会い・監視のもとで断層調査を実施せよ 8・13大飯原発運転差し止め仮処分裁判の結審に結集しよう 再稼働反対！規制委員会原子カムラ人事反対の運動と連携しよう

大飯原発3・4号機は多くの反対を押し切って再起動したが、その重要施設の直下に活断層が存在する疑いが急浮上してきた。そうであれば、運転停止ばかりか廃炉さえ要求されるほどの危険な状態だということになる。

この問題は、敦賀原発の今春の断層再調査で活断層の疑いが明確化した事実から出発している。大飯原発の設置変更許可申請書を調べた結果、やはり同じ問題がF-6断層にあるのではないかの疑いが浮上し、当会とグリーン・アクションは、東洋大学・渡辺満久教授の意見書を添えて、6月1日に福井県に対し十分な調査を行うよう要請した。これがこの間の動きの発端となった。

実は、活断層の疑いがあるトレンチ図を2010年当時の耐震バックチェックの中で関電が隠していたのである。このことが、6月25日の政府交渉で大衆的に確認された。これを受けて直ちに超党派の国会議員調査団が生まれ、6月27日に渡辺教授とともに大飯原発敷地内を視察、3カ所でトレンチ調査が可能だと報告された。

ここから運動は、7月1日に大飯3号が再起動したことへの怒りをベースに、30名の国会議員参加の7月5日院内集会、渡辺教授講演会や緊急集会、署名運動やデモ等で広がり、それらの意思は7月17日の地震・津波意見聴取会に向けて集約されていった。その意見聴取会では、発言した5名の委員全員が大飯原発の現地調査が必要だと強調し、翌18日に保安院は北陸電力とともに関電に断層再調査を指示した。調査の方法や範囲については、7月31日の地震・津波意見聴取会では委員から、関電の調査計画内容を批判し、トレンチ調査を中心とした確実な調査を行うよう積極的な注文が付けられた。

保安院の指示には、「念のため」がわざとらしく付けられており、また、調査の間も大飯3・4号が運転を停止しないこと、調査の主体が三菱系の(株)ダイヤコンサルタントであること等の重要な問題がある。それでも、ここまで押し込んだのはまさに運動の力であった。勝手な調査結果を出させないよう監視を強め、現地調査に入る専門家の範囲を拡大し、調査資料の全面公開を要求していく必要がある。

さらにこの問題は、関電相手の大飯3・4号運転差し止め仮処分裁判でも、7月9日の審尋(法廷)で新たに問題にした。裁判長は関電側にすみやかに見解・資料を提出するよう要求し、関電は8月10日までに制御棒挿入性など他の争点も含めた書面を提出することになった。8月13日の結審には大阪地裁に結集し、裁判所と人々にわれわれの意思をアピールしよう。

1. F-6断層（破碎帯）…関電が耐震バックチェックで隠してきたトレンチ図

大飯原発敷地内に多くの断層（破碎帯）が走っていることは、設置許可を求める段階ですでに判明していた。そのうち特に長く、活断層ではないかと疑われている断層は図1に示すF-6である。2号機と3号機の間を通過しており、途中で3・4号機用の非常用取水路を横切っている。この取水路には「海水系配管」と呼ばれる、さまざまな重要機器を冷却するために海水を引き込む配管が通っており、耐震Sクラスに属している。使用済燃料貯蔵ピットの冷却もこの配管系に依拠している。もしF-6が活断層なら、「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」に違反することになり、大飯3・4号機の設置自体が無効となる。（8頁参照）



図1. F-6断層を横切る耐震Sクラスの非常用取水路（3・4号用） 大飯発電所設置変更許可申請書(1985.2) 添付書類6第1.1.1図にF-6断層等を加筆

関電は設置許可のためにボーリング調査やトレンチ調査を行い、その結果は1985年2月の大飯3・4号炉増設のための設置変更許可申請書（事実上の設置許可申請書）に記載されている。特に注目すべきなのはF-6のトレンチ（溝）調査で、その位置は図1に示したように現行タービン建屋のすぐ南側にあり、船形に掘り込まれている。設置変更許可申請書にはその北側面と南側面のスケッチ図が掲載されている。

そのうち北側面の図として、東洋大学の渡辺教授が若干説明を加えて作成された図2を下記に示す。注目点は、岩盤のずれと断層面に粘土が付着していること、及び岩盤上部の地層に変位があることで、今年5月にこれを見た渡辺教授は活断層の可能性が高いと警告された。

ところが、同じ図が設置変更許可申請段階でパスしている。そしてその後、2006年9月に耐震設計審査指針が改定された後、2010年に保安院が設置した耐震バックチェックのワーキンググループで数回議論されているが、

そこで奇妙なことが行われていた。関電がそのワーキンググループで提示した資料の中に、肝心の北側面スケッチ図2がなく、図3の南側面図だけが委員に見せられていたのだ。

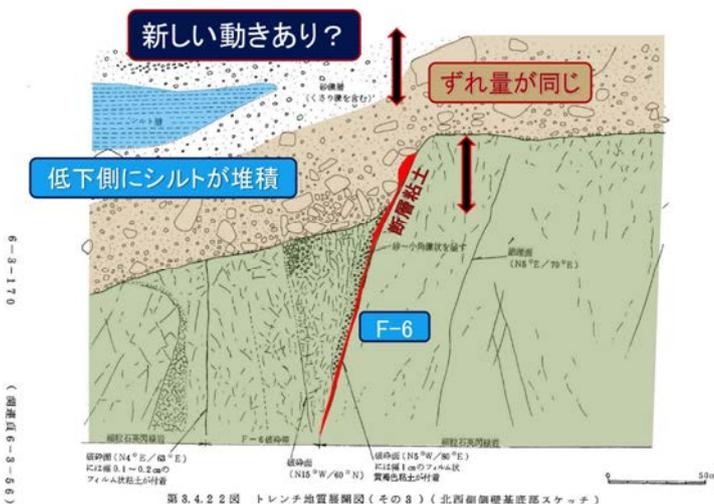


図2. トレンチ北側面スケッチ図：渡辺教授作成元図：設置変更許可申請書 第3.4.24図(その3)

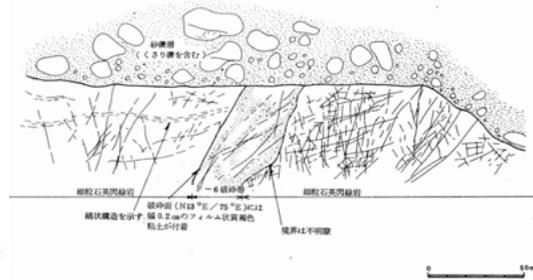


図3. トレンチ南側面スケッチ図 関電設置変更許可申請書 第3.4.24図(その2)

耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG Cサブグループの第26回会合(2010.7.28)で、関電の岩森氏はトレンチ南側面だけを示し、「もう一度、この地質断面図を再掲しておりますが、先ほど申し上げました建設当時のトレンチ調査で、F-6破砕帯を覆っているくさり礫を含む砂礫層に変位・変形を与えていないといったことを当時確認しておりました」と説明し、委員からは何も意見がでなかった。前頁に示す北側面と南側面の図のスケールは同じであり、両者は奇妙とも言える非常に異なった様相を呈している。もしこのとき北側面が提示されていたなら、これは活断層ではないかとの疑いがきつと生じたであろうのに、そのような議論自体が、関電と保安院によって封じ込められたのである。このことを、6月25日の政府交渉で大衆的に確認した。

2. 超党派国会議員と渡辺教授による現地視察及び実態調査を求める運動の発展

この交渉結果と、その翌日の経産省・北神政務官への申し入れを通じて、国会議員の間に現地調査に赴こうという機運が一気に高まり、福島みずほ議員等5名の超党派議員に渡辺教授が同行して6月27日に大飯原発敷地内を視察した。渡辺教授から、F-6断層を確認するために掘削可能な場所が3地点あること、掘削は数日で実施できるとの報告が出された。この日は福井、関西、東京の市民も同行し、敷地内視察を終えた国会議員、渡辺教授とともにおおい町の副町長に面談した。福井の若者は、「これからずっと福井に住み続ける俺らのことを少しは考えてくれ。再稼働より断層の調査を優先すべきだ」と、切々とそして力強く訴えた。

この視察結果を踏まえて市民団体は直ちに、翌日28日と7月1日に地震・津波意見聴取会委員に要望書を送り、早急に大飯原発のF-6断層について現地調査を行うよう要請した。ところが、7月3日の意見聴取会では、関電が「トレンチ写真を探しているがまだ見つからない」ことを理由に資料を提出せず、議論は先送りされた。これに対しては国の機関である産総研の杉山雄一委員からも、関電と保安院の対応を批判する意見が出された。

他方、7月1日に関電は大飯3号機の再起動を強行したが(4号機は7月18日に起動)、この起動に対する広範な人々の憤りと何とか止めたいという強い意思が、止めるための有力で具体的な手がかりを断層の現地調査を実施させようという方向に進んでいった。7月5日には国会議員30名が参加した院内集会在もたれた。また7月8日には、翌日の大飯3・4号運転差止仮処分裁判に向けた緊急集会在大阪で開かれ、渡辺教授の講演を受け、法廷でもこの問題で争うことが確認され、その内容は翌7月9日の審尋(法廷)に主張書面として提出された。

さらに署名、要請書、集会・デモ等がさまざまな形で連日のように取り組まれてきた。7月12日には、「大飯原発の破砕帯掘削調査を早期に！ 再稼働の撤回を！」緊急署名の第1次集約分9,518筆を官房長官に提出(7月18日に第二次集約分と併せて12,152筆提出)、超党派国会議員108名の同様の署名も同日に提出された。7月13日には、17日の意見聴取会に向けた美浜の会など4団体による要請書が出され、16日には、東京集会に17万人もの人々が結集し、再稼働に反対する声が大きく上がった。

このように、大飯原発断層の再調査を求める声は大きく広がり、意見聴取会への要望として集約されていった。多くの市民が意見聴取会の委員に「断層調査の決定を！」とメールを送った。

3. 7月17日地震・津波意見聴取会－18日保安院による断層調査の指示

7月17日に、大飯原発の断層調査等をテーマにして、第19回地震・津波意見聴取会が開かれたこと自体が、6月段階では予想もされなかった事態であり運動の大きな成果であった。しかも、そのとき大飯原発について発言した5名の委員がすべて、断層の再調査をすべきだと主張し

たのである。これらの発言には明らかに、運動が発した要望書の内容が反映されていた。そして、このような内容は新聞・テレビでも大きく報道され、断層の実態調査は世論の中に堅い地歩を築いていった。

これを受けて保安院は翌18日に、北陸電力と関電に対し、断層の再調査を文書で指示した。ただし、関電のF-6断層に対しては「念のため現地での直接確認が必要と判断しました」と述べ、「念のため」を強調した。しかし実際には委員から、「活断層であることを否定する資料はない」「再調査すべき」「活断層でないと評価したのは甘い」との厳しい意見が出されていた。保安院の指示文書は、これら委員の厳しい意見を意図的に覆い隠している。これまで国の審査で「活断層ではない」としてきた判断そのものに大きな疑義が出ているにもかかわらず、反省の弁さえない。そのうえで、①破碎帯の性状を直接確認するための場所選定と調査、②破碎帯の長さを確認するための調査、を行うよう指示している。関電は7月25日にごく簡単な追加調査実施計画書を提出した。この内容は、7月31日に開かれた第20回地震・津波意見聴取会で検討され、「確実にF-6断層を含む調査になるよう調査範囲を広げるべき」、「ボーリング主体の調査で決着できるのか。トレンチをもっと掘るべきだ」など、関電の調査計画に批判的な意見がだされた。

この関電の調査計画には大きな問題が2つある。第一に、調査の実施主体が、以前の調査を行ったのと同じ(株)ダイヤコンサルタントだということ。この会社は、大飯3・4号を建設した三菱重工の関連会社であり、原子力企業なので、見えるものも見えなくする恐れがある。第二に、調査は今年12月までかかるとしており、その間ずっと原発を動かし続けるつもりである。これに対し、当会を含む4団体は、①調査は原発関連でなく第三者が行うこと、②運転を停止して調査を行うことを求める要望書を7月25日に意見聴取会委員に送り、27日には調査内容に関する要望書も提出した。しかし、7月31日の意見聴取会では、これら2点についてはまったく無視された形になった。

特に、せつかく実施するまでに追い詰めた実地調査については、初めから色つきの結果が見えているようでは意味がない。ダイヤコンサルタントをはずすこと、少なくとも、国会議員や批判的な中立的な専門家などの第三者が調査に立ち会い監視すること、調査資料を全面公開させ、誰でもその結果について意見が言えること、それらが地震・津波意見聴取会に反映されるよう保証されること等が必要である。美浜の会など市民4団体は、8月10日の意見聴取会に向けて、断層の調査・評価の信憑性を保証するために、活断層学会等が推薦する第三者の専門家を立ち合わせることを求める要望書を準備している。また、超党派の国会議員も同趣旨の要望書を経産副大臣に提出する予定だ。

4. 大飯原発の停止、規制委員会人事の取り下げを求める大衆的な運動の発展

大飯原発の動きは、3号機が7月1日に起動し8月3日に本格運転に入った。4号機は7月18日に起動し、8月16日に国の使用前検査を受けることになっている。保安院は17日に断層再調査を指示しながら、その日の夜には4号機の起動を容認した。許し難いことだ。野田政権と福井県は、大飯3・4号機の起動に踏み切ったことで、再稼働と原発の維持・存続に道筋をつけたつもりだった。福井県の責任も重大だ。福井県知事が再稼働同意の前提とした福井県原子力安全専門委員会の報告書は、「耐震バックチェックで国が活断層ではないと判断した」とのみ記載し、市民の訴えを無視してきた。制御棒挿入性問題でも、基準値を超えても問題ないとしてしまった。そのため8月8日には福井の人々と共に、福井県の安全性判断が誤っていたことから、大飯3・4号の運転を停止するよう求めて申し入れを行う。

現実には野田政権の意図どおりにはいっていない。6月の首相メッセージを契機に毎週金曜日の

官邸前抗議行動はあっという間に大きく広がっていった。ツイッター等で知って初めてデモに参加する人たちが多いという。福島原発事故は実態が解明されず、犠牲者が何も救済されてもいないのに、どうして再稼働をするのか、できるのかという、やむにやまれぬ思いと怒りが人々を官邸前にかりたてている。60年安保闘争以来といわれる20万人規模にまで膨らんでいる。これを単なる雑音のように捉えていた野田首相もついに話し合いに応じると言わざるを得なくなった。

しかもこの勢いは全国に広がっている。8月4日の毎日新聞記事によれば、金曜行動は26都道府県に広がり、ほとんどすべての原発立地県でも行われている。大阪の関電前では2000人規模にまで広がっている。(12頁参照)

これらのデモでは、これまで再稼働反対がメインスローガンだった。それに断層の再調査要求が加わって、首都圏ではダンボールのスコップを打ち振る「おおいホレホレコール」が大好評だという。そこにさらに、原子力規制委員会の人事問題が加わってきた。原子力カムラの田中俊一・前原子力委員会委員長代理を委員長に充てる等の人事の撤回を求める声が急速に広がっている。

人事の白紙撤回を求める国会議員声明への賛同は、8月5日現在で45名に達しているが、議員への働きかけは引き続き行われており、記者会見が6日夕刻に行われた。市民の署名32,358筆も6日に提出され、人事撤回を勝ち取るまで署名を継続する。FoE Japan とフクロウの会が中心となって全国の運動を牽引している。この問題をめぐって院内は揺れ動いており、野党のみならず民主党内部から公然と批判の声があがっている。原発問題は野田政権を揺さぶる大きな政治的争点に膨れあがってきたことは間違いない。このような状況で、大飯3・4号機以外の原発を再稼働させる現実的な見通しはない。(6頁参照)

大飯再稼働反対、断層のまっとうな調査を行え、原子力規制委員会人事の白紙撤回を掲げていっそう広範な人々を結集すれば、大飯3・4号の運転を止める展望さえ生じてくるだろう。

5. 大飯3・4号機運転差止仮処分裁判、8月13日結審に結集しよう

関電を相手にした大飯3・4号機の仮処分裁判では、福島原発事故1年後の3月12日に、262名の原告で申立書を大阪地方裁判所に提出した。関電側は2回に渡って合計で数ページの形だけの書面を出しただけだったが、6月29日によりやくある程度の内容を伴う主張書面を裁判所に提出した。その中で具体的問題としては、制御棒挿入性に触れているが、その内容は相当に支離滅裂である(9頁参照)。5月21日の第2回審尋(法廷)段階では、7月9日に結審になるよう原告側は要求したが、大飯原発の断層問題が急浮上したため、主張書面を出してこの問題を加え、制御棒問題についても関電の6月29日付主張書面を批判した。原告と支援者は7月8日に緊急集会を開き、断層問題を裁判で取り上げることで意思を固めた。

7月9日の審尋では、裁判長は短期間のうちに原告側主張内容をよく理解した感じで、もっぱら関電側の見解を問いただす姿勢だった。断層についても、すでに資料があるはずだから調べるのに時間がかかることはないはずだという姿勢で、関電側の引き延ばし作戦に対抗した。関電側が次回審尋を8月末まで引き延ばそうとしたことに対し、裁判長は8月6日を対案として立て、結局妥協点として8月13日ということになった。制御棒問題や断層問題について、関電側は8月10日までに書面を提出することになっている。13日にいよいよ結審を迎える。

断層の再調査が決定したことは、現状の大飯3・4号の安全性が確認されていないことを示すものでもある。そうであれば、運転の継続は許されない。仮処分裁判で勝訴を勝ち取ろう。13日の結審に裁判所前に結集し、再稼働反対の意思を示そう。まっとうな断層調査を実施させよう。全国的な再稼働反対、原子力規制委員会人事に反対する大衆的な運動との連携を強めよう。